

各地区学習センター及び大和市立渋谷図書館

指定管理者申込要項

大和市つきみ野学習センター

大和市桜丘学習センター

大和市渋谷学習センター

大和市立渋谷図書館

平成30年10月

大 和 市

1. 施設の概要

(1) 設置目的と指定管理者に期待する役割

各地区学習センター（大和市つきみ野学習センター、大和市桜丘学習センター、大和市渋谷学習センター）（以下、「各地区学習センター」という。）及び大和市立渋谷図書館は、本市における社会教育及び文化活動の推進の各地区における拠点としての役割を担うことを目的として設置されています。

指定管理者には、各地域における施設の役割及び設置目的を十分に理解し、大和市文化創造拠点との一体的な管理による効率的な運営を行い、各施設の条例に掲げた目的の実現に寄与することを期待します。

(2) 施設概要

指定管理の対象とする施設は次の各号に示す施設とする。

1) 大和市つきみ野学習センター（以下、「つきみ野学習センター」という。）

所在地 大和市つきみ野5-3-5
開館日 昭和62年4月1日
施設規模 建物面積 2,011.17㎡（内図書室237.61㎡）
※鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建

2) 大和市桜丘学習センター（以下、「桜丘学習センター」という。）

所在地 大和市福田1-30-1
開館日 昭和59年11月27日
施設規模 建物面積 1,470.34㎡（内図書室140.28㎡）
※鉄筋コンクリート造、地上3階建

3) 大和市渋谷学習センター（以下、「渋谷学習センター」という。）

所在地 大和市渋谷5-22（IKOZA 1～3階）
開館日 昭和44年8月1日（平成22年3月1日移転開館）
施設規模 床面積 2,399.72㎡ ※共用部分を除く
※鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上7階建の1～3階部分

4) 大和市立渋谷図書館（以下、「渋谷図書館」という。）

所在地 大和市渋谷5-22（IKOZA 3階）
開館日 平成30年4月1日（条例による図書館としての位置付日）
施設規模 床面積 559.2㎡
※鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上7階建の3階部分

2. 指定管理者による管理運営にあたっての条件

(1) 管理の基準

1) 開館時間

全施設共通 午前9時から午後9時30分まで

※上記に関わらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を経て、開館時間を臨時に変更することができるものとする。

※図書室部分については別に仕様書で定める。

2) 休館日

施設名	休館日
渋谷図書館 渋谷学習センター	・毎月最終月曜日（同日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その前の月曜日） ・1月1日から1月3日 ・12月29日から12月31日まで
つきみ野学習センター 桜丘学習センター	・1月1日から1月3日 ・12月29日から12月31日まで

※上記 1)、2)に関わらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、大和市立図書館条例及び大和市生涯学習センター条例に基づき、教育委員会の承認を経て、開館時間、休館日を臨時に変更することができるものとする。

※渋谷図書館及び渋谷学習センターについては上記1)、2)に関わらず、ビル管理者の指定する日について臨時に休館日となる可能性があるものとする。

3) 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制により、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入とすることができます。各施設の利用料金は各施設の設置条例に規定する範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

なお、各施設の設置条例に規定する利用料金の範囲については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき、指定管理中において見直しを行うことがあります。

4) 法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、大和市立図書館条例（以下、「条例」という。）、同条例施行規則、大和市生涯学習センター条例、同条例施行規則及び地方自治法等の関係する諸法令、条例等を守り、仕様書に従い業務に支障をきたさないよう適正に遂行してください。

5) 人員の配置等

指定管理者は、別紙仕様書で定める各業務の遂行に必要な知識・資格を有する人員を配置し、施設の運営に支障がないよう適切な勤務形態を定めるとともに、自らの経費において必要な研修を実施するものとします。

(2) 委託の制限

業務の一部を第三者に再委託する場合は、事業計画書等で明示するものとします。なお、全業務を一括して第三者に再委託することはできません。

(3) 業務の引継ぎ

指定期間の満了に際して、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を開始できるよう、必要な手順書やデータを遅滞なく提供する等し、適切に業務の引継ぎを行ってください。また、指定期間の満了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。(指定期間満了以前に指定を取り消された場合も同様。)業務の引継ぎのために発生する費用は、原則として指定管理者と次期指定管理者の各々の負担とします。また、前納された利用料金については、利用日が次期指定管理者の指定期間の場合は、次期指定管理者の収入とします。

(4) 事業の継続が困難になった場合の措置

1) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しをすることができる。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償する。

2) その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他の不可抗力等で、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議する。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設等の管理運営業務を遂行できるよう、指定管理者は適切に引継ぎを行う。

(5) 責任の分担

市と指定管理者との間の責任の分担（以下「リスク分担」という。）は次のとおりとします。

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容によるもの		○
法令の変更	監理運営（指定管理業務に限る）に直接影響を及ぼす法令変更	協議	
	上記以外の法令変更		○
周辺市民・市民等及び施設利用者への対応	施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応		○
	上記以外のもの	協議	

行政による事業変更	行政の都合により、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増額によるもの		協議
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等		協議
施設・設備の損傷	施工不備等による施設・設備の故障・損傷	○	
	経年劣化によるもの（1件あたり50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件あたり50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの		協議
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合		協議
セキュリティ情報の保護	管理不備による情報漏洩、事故・事件の発生		○
需要変動	利用者の増減に伴う管理者の収益の増減		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	指定期間の満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
事業の変更・遅延・中止	市の都合による事業の変更、遅延、中止	○	
	指定管理者の運営の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

(6) 指定管理者が行う業務（詳細は別紙仕様書のとおり）

- 1) 大和市つきみ野学習センターの運営に関すること
- 2) 大和市桜丘学習センターの運営に関すること

- 3) 大和市渋谷学習センターの運営に関する事
- 4) 大和市立渋谷図書館の運営に関する事
- 5) 施設及び設備の維持管理に関する事
- 6) 自主事業の実施に関する事
- 7) 業務の報告に関する事
- 8) 緊急時対応に関する事
- 9) 自衛消防組織の編成
- 10) 安全運営管理マニュアルの作成
- 11) 防災・防犯活動の推進
- 12) 文書管理に関する業務
- 13) その他の業務

(7) 指定期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで（2年間）

(8) 指定管理料

市は管理運営に必要な経費として、下記のとおり指定管理料を支払います。

1) 指定管理料

指定管理者業務に係る経費（消費税及び地方消費税を含む）は下記の金額を上限として提案してください。指定管理料は、提出された収支予算書の提案額を基に協議し、協定書に定める額とします。なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となります。

※平成31年10月からの消費税率は10%として積算してください。

[指定管理料の上限額]

平成31年度 209,800,000円

平成32年度 211,700,000円

2) 光熱水費

光熱水費は指定管理者の負担とする。（ただし、渋谷学習センター及び渋谷図書館を除く。）

3) 通信運搬費等

通信運搬費、テレビ受信料、その他の手数料及び使用料等（各種データベース利用料も含む）については、指定管理者の負担とする。

4) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に支払うこととする。

5) 管理口座

指定管理料は、文化創造拠点関連施設に係る専用の口座を用意して管理することとする。

6) 剰余金の取扱い

指定管理業務において各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとする。

※ 仕様の変更等により協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

※ 指定管理者が自動販売機を設置することはできません。

3. 申込みの手続き

(1) 申込資格

1) 申込資格等

申込は、共同事業体として行ってください。また、共同事業体を代表する団体等を定めてください。

2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、申込者となることはできません。

※共同事業体を構成するいずれかの企業が該当する場合も同様とします。

- ・法律行為を行う能力を有しない者。
- ・破産者で復権を得ない者。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法 施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ・引き続き2年以上その営業に従事していない者。
- ・国税、地方税等を滞納している者。
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取消しを受けた者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員である者。
- ・大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等である者。
- ・2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者。
- ・その他市長等が指定管理者として適当でないと認める者。
- ・申込時に「共同事業体協定書」を提出できない者、又は選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができない者。

3) 共同事業体による申込みの構成員の変更

共同事業体を代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて申込書類の再提出を求めます。

4) 申込みに関する留意事項

4-1) 申込内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

4-2) 虚偽の記載をした場合の取扱い

提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

4-3) 提出書類の取扱い

提出された書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

4-4) 申込みの辞退

申込受付後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。

4-5) 費用の負担

申込みに関して必要となる費用は、申込団体の負担とします。

4-6) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、申込団体の提出する書類の著作権は申込者に帰属します。なお、提出された書類は、本事業において本市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を公表、使用できるものとします。

(2) 提出書類

指定管理者指定申込書（様式1）に次の書類を添えて提出してください。

- 1) 申込団体の定款又はこれに類するもの 最新のもの
- 2) 申込団体の収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書 最新のもの
- 3) 申込団体の財産目録
- 4) 施設の管理運営に係る企画提案書（様式3）
- 5) 施設の管理運営に係る収支予算書（様式4）及び指定管理料見積書
- 6) 共同事業体に関する協定書、委任状、構成員名簿等
- 7) 欠格事項に関する申立書（様式5）
- 8) 申込団体の登記簿謄本 6か月以内のもの
- 9) 申込団体の役員、理事、評議員等の名簿（様式6）
- 10) 申込団体の納税証明書等（徴収猶予を受けている場合を除きます）

※提出部数 正本1部、副本15部

※上記に加え、4)については副本を6部、また、4)、5)、9)についてはデータファイルを格納したCD等を2部提出すること。なお、9)はMicrosoft Excel形式のまま格納してください。

(3) 申込期間

- (ア) 申込期間 平成30年10月24日(水)～平成30年10月31日(水)
※申込に関する質問の受付期間は上記と同じとします。
- (イ) 受付時間 上記期間の土日祝日を除く、8時30分～17時15分

4. 選定について

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例第6条に基づき、申込者が指定管理者の候補者として適当であるか審査(評価)します。審査は、同条例第19条により設置された大和市文化創造拠点等運営審議会(以下、「審議会という。」)が行います。

(1) 選定方法

1) 書類審査

提出された書類について、応募者の参加資格要件等を審査します。

2) 面接審査

申込者による企画提案内容等の説明(プレゼンテーション)(以下、「プレゼンテーション」という。)を行ったうえで、提案内容等を審査します。

3) 候補者の選定

審議会は、審査の結果をもとに指定管理者の候補者を選定し、市長等に報告します。

(2) 選定基準

- 1) 各地区学習センター及び渋谷図書館を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- 2) 各地区学習センター及び渋谷図書館の効用を最大限に発揮するものであること。
- 3) 各地区学習センター及び渋谷図書館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られるものであること。
- 4) 各地区学習センター及び渋谷図書館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(3) 面接審査

1) 時期 平成30年11月5日(月) 予定

※日程等の詳細は申込締切後、通知します。

※時期は現時点での予定です。

2) 場所 申込締切後、通知します。

※プレゼンテーションは公開で行います。ただし、評価に関する審議については、審議会の委員の率直な意見交換を妨げるおそれがあるため、非公開とします。

※プレゼンテーションは、申込者が提出した企画提案書(様式3)の記載内容に沿って、配分時間40分以内で行ってください。(質疑応答の時間は別に設けます。)

※プレゼンテーションに必要なプロジェクター等の機材は申込者が用意してください。ただし、スクリーンについては会場備え付けのものを利用できます。

※申込者の出席者は原則として8名以内としてください。

(3) 選定結果

平成30年11月中旬までに通知します。

5. 指定管理者の指定について

(1) 指定管理者の指定の議決

審議会から候補者の報告を受けた市長は、指定管理者の指定に関する議案を市議会に上程します。

(2) 指定管理者の指定日

平成31年4月1日（月）

(3) 協定の締結

市議会における議決後、市との協議に基づき協定を締結します。なお、協定は以下の項目について定めます。

- 1) 総則に関する事項
- 2) 業務の範囲と実施条件に関する事項
- 3) 業務実施に係る市の確認事項
- 4) 指定管理料に関する事項
- 5) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- 6) 指定期間の満了に関する事項
- 7) 指定期間満了以前の指定の取消しに関する事項
- 8) その他市が必要と認める事項

6. スケジュール

内容	日程（予定）
申込開始	平成30年10月24日（水）
質問受付及び応募書類の提出期限	平成30年10月31日（水） 17時15分
選定結果の公表、応募者への通知	平成30年11月中旬
大和市議会における議決	平成30年12月
協定の締結	平成31年1月以降
管理の開始（指定管理者の指定）	平成31年4月1日（月）

7. 添付書類

様式1：指定管理者指定申込書

（大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第1号様式）

様式2：辞退届

様式3：施設の管理運営に係る企画提案書

様式4：施設の管理運営に係る収支予算書

様式5：欠格事項に関する申立書

様式6：役員、理事、評議員等の名簿

8. 申込書類の提出先及び問合せ先

大和市文化スポーツ部 図書・学び交流課

所在地 〒242-0016 大和市大和南1-8-1

電話 046(259)6105